

四 半 期 報 告 書

(第57期第1四半期)

コンドーテック株式会社

E 0 2 8 0 4

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

コンドーテック株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年8月11日
【四半期会計期間】	第57期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
【会社名】	コンドーテック株式会社
【英訳名】	KONDOTEC INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅 原 昭
【本店の所在の場所】	大阪市西区境川2丁目2番90号
【電話番号】	大阪 06(6582)8441 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 安 藤 朋 也
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区境川2丁目2番90号
【電話番号】	大阪 06(6582)8441 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 安 藤 朋 也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第57期 第1四半期 累計(会計)期間	第56期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (千円)	8,136,753	31,442,831
経常利益 (千円)	560,748	1,772,196
四半期(当期)純利益 (千円)	314,126	1,114,323
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	2,328,100	2,328,100
発行済株式総数 (株)	13,528,500	13,528,500
純資産額 (千円)	12,847,456	12,733,974
総資産額 (千円)	23,297,838	23,608,831
1株当たり純資産額 (円)	1,022.75	1,013.71
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	25.01	88.71
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	26.00
自己資本比率 (%)	55.1	53.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△497,637	1,405,158
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△169,336	△642,925
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△163,383	△326,680
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,377,118	2,208,258
従業員数 (人)	579 (60)	563 (58)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資損益については、当社は関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	579 (60)
---------	----------

(注) 従業員数は、就業人員であります。()内は臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員を外数で表示しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第１四半期会計期間における生産実績の品目別内訳は、次のとおりであります。

品目別	生産高(千円)
ターンバックル等	912,443
チェーン	183,129
建設資材	449,863
ネジ関連品	310,914
その他	52,707
合計	1,909,058

- (注) １ 金額は当社販売価格であります。
２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第１四半期会計期間における商品仕入実績の品目別内訳は、次のとおりであります。

品目別	仕入高(千円)
金物類	604,115
チェーン	105,557
ワイヤロープ	377,550
建設資材	2,724,017
鋳螺	1,250,330
その他	399,409
合計	5,460,981

- (注) １ 金額は当社仕入価格であります。
２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社は受注見込による生産方式をとっております。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績の品目別内訳は、次のとおりであります。

品目別	販売高(千円)
製品	
ターンバックル等	866,874
チェーン	134,949
建設資材	419,691
ネジ関連品	301,201
その他	49,243
小計	1,771,959
商品	
金物類	772,203
チェーン	130,260
ワイヤロープ	522,416
建設資材	3,085,008
鋳螺	1,389,643
その他	465,260
小計	6,364,793
合計	8,136,753

- (注) 1 総販売実績に対し、100分の10以上に該当する主要な販売先はありませんので記載を省略しております。
- 2 総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満であるため、輸出高の割合等の記載を省略しております。
- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱や原油をはじめとする原材料価格の高騰などにより、景気減速感是一段と増し、先行き不透明感を強めながら推移いたしました。

当社関連業界におきましては、改正建築基準法の影響により前期大幅に減少した建築物の着工は、回復の兆しは見せているものの低調に推移し、また、鉄鉱石や石炭の急騰を受け、鋼材価格は上昇するなど、当社を取り巻く環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもとで、当社は販売力及び生産力の強化を図り、業績向上に努めました結果、当第1四半期会計期間の売上高は製品が1,771百万円、商品が6,364百万円となり、売上高合計は8,136百万円となりました。

利益につきましては、原材料価格等の上昇によりメーカーからの値上げが相次ぎ、仕入価格や鋼材などのコスト上昇に加え、需要減による需給バランスの崩れから価格競争が一層激しくなりましたが、適正な販売価格に転嫁することにより、売上総利益率は23.0%となりました。販売費及び一般管理費におきましては、経費の削減に努め、対売上高比率は16.1%となり、1,312百万円となりました。その結果、営業利益は558百万円、経常利益は560百万円、四半期純利益は314百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は23,297百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ128百万円減少し、14,251百万円となりました。主な要因は、棚卸資産が639百万円増加したものの、現金及び預金が831百万円減少したことなどによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ182百万円減少し、9,046百万円となりました。主な要因は、有形固定資産が66百万円、投資有価証券の時価評価替えなどにより投資その他の資産が115百万円減少したことによるものです。

負債は、前事業年度末に比べ424百万円減少し、10,450百万円となりました。主な要因は、未払法人税等が472百万円減少したことなどによるものです。

純資産は、前事業年度末に比べ113百万円増加し、12,847百万円となりました。主な要因は、前事業年度の支払配当金163百万円の支払いがあったものの、四半期純利益が314百万円あったことによるものです。

この結果、自己資本比率は55.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物の四半期末残高は1,377百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税引前四半期純利益541百万円、仕入債務の増加415百万円などの増加要因がありましたが、法人税等の支払485百万円、たな卸資産の増加639百万円などの減少要因により497百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

建物、機械及び装置などの有形固定資産の支払いなどにより169百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金の支払により163百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適当な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することに関し、次のとおり決議を行いました。なお、本プランについては、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、関連議案が承認されております。

①基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

②基本方針の実現に資する取組み

a. 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、現在、日本全国に43カ所の販売拠点と4カ所の工場で土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針でお客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してまいりました。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

- (a) お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点。
- (b) お客様のニーズにお応えするため開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力。
足場吊りチェーンでは昭和46年に仮設工業会の第1号認定工場になりました。昭和60年にターンバックルメーカーでは国内初のJ I S表示許可を取得しております。また、平成11年にはブレースメーカーでは国内初のIS09002（平成15年にIS09001・2000へ変更登録）を取得して、高い生産技術で高品質な製品を供給しております。
- (c) お客様から求められる最も大きなテーマの一つに即納があります。お客様のニーズにすぐに応えられるように、在庫を持った販売拠点を全国43カ所に設置してクイックデリバリー体制をとっております。
- (d) 取扱商材が約4万点と多いことで、お客様からは便利で信頼できる仕入先として高い評価を得ております。

b. 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。そのような背景の中で、当社は、コア・コンピタンスの強化と環境・街路緑化、産業廃棄物処理などの新業種への事業の拡大を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

- (a) 当社はコア・コンピタンスであります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
- (b) 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理など新業種へ事業の拡大を図っております。健康被害で大きな社会問題になっておりますアスベストの除去工事で使用されますマスク、防護服、回収袋や産業廃棄物の収集運搬で使われますコンテナバッグなど環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

c. コーポレートガバナンスの強化、株主還元等

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させることによってコーポレートガバナンスを強化、充実することが経営の最も重要な課題の一つであると考えております。当社では、監査役3名のうち2名は社外監査役で、1名は法律の専門家であります弁護士、もう1名は会計の専門家であります公認会計士であり、独立性を有した社外監査役2名を含む監査役会により取締役の業務執行の監視を行っております。当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行っております。内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。当社は、平成16年4月より執行役員制度を導入し、執行役員と業務担当取締役とで業務執行の迅速化を図っております。

また、当社は、財務報告に係る内部統制を整備するために委員会を設置して、財務報告に係るリスクの洗出し、評価および内部統制についての文書化を行い、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。このように経営の健全性、透明性、効率性を高めてコーポレートガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行う方針であります。平成7年に株式上場してから平成19年3月期までの12年間で業績の向上に応じて年間配当を8回増配いたしました。

また、平成13年以降5年間にわたり当初の発行済株式数の約15%の自己株式を取得し、平成17年11月16日には自己株式を100万株消却いたしました。今後も基本方針にもとづいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

a. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

b. 本プランの概要

(a) 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 必要情報の提供

買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）いたします。

(c) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

(d) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます独立委員会を設置します。独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関して、以下の勧告を行うものとします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が大規模買付けルールを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i) に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、(d) に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。事前に関与者等が当社に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間を経過した後、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(f) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

④本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

a. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

b. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

c. 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただいて導入いたしました。その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます独立委員会を設置します。

e. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

f. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、本定時株主総会において取締役の任期を1年にしましたので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,528,500	同左	東京証券取引所 (市場第二部) 大阪証券取引所 (市場第二部)	—
計	13,528,500	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	13,528,500	—	2,328,100	—	2,096,170

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(注) 当第1四半期会計期間において、野村ホールディングス株式会社及びその関係会社である他2社から、平成20年5月7日付で大量保有報告書の変更報告書(No.2)の提出があり、平成20年4月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株式数(千株)	保有株式数割合(%)
野村ホールディングス株式会社	46	0.34
野村證券株式会社	5	0.04
野村アセットマネジメント株式会社	656	4.85

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 966,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,550,100	125,501	—
単元未満株式	普通株式 11,600	—	—
発行済株式総数	13,528,500	—	—
総株主の議決権	—	125,501	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式700株(議決権7個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式5株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) コンドーテック株式会社	大阪市西区境川 2丁目2-90	966,800	—	966,800	7.15
計	—	966,800	—	966,800	7.15

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4 月	5 月	6 月
最高(円)	622	599	800
最低(円)	531	531	597

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、ありませんでした。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年 6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,377,118	2,208,258
受取手形及び売掛金	9,428,274	9,301,494
商品	1,951,694	1,485,712
製品	595,915	519,426
原材料	433,293	369,790
仕掛品	131,576	139,712
貯蔵品	83,477	42,068
その他	293,669	351,419
貸倒引当金	△43,452	△38,210
流動資産合計	14,251,567	14,379,673
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,951,543	4,846,889
減価償却累計額	△2,834,617	△2,803,422
土地	4,799,374	4,804,047
その他	5,570,394	5,660,259
減価償却累計額	△4,509,536	△4,463,629
有形固定資産合計	7,977,158	8,044,143
無形固定資産	31,812	32,294
投資その他の資産		
その他	1,106,362	1,219,039
貸倒引当金	△69,062	△66,318
投資その他の資産合計	1,037,299	1,152,720
固定資産合計	9,046,270	9,229,158
資産合計	23,297,838	23,608,831
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,618,403	5,849,890
未払金	3,628,438	2,053,082
未払法人税等	30,507	503,430
賞与引当金	207,220	399,503
その他	648,354	576,911
流動負債合計	9,132,923	9,382,818
固定負債		
退職給付引当金	946,063	932,646
その他	371,393	559,392
固定負債合計	1,317,457	1,492,038
負債合計	10,450,381	10,874,856

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年 6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年 3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,100	2,328,100
資本剰余金	2,096,170	2,096,170
利益剰余金	10,327,189	10,176,081
自己株式	△849,907	△849,907
株主資本合計	13,901,551	13,750,443
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	502,326	570,751
繰延ヘッジ損益	13,037	△18,045
土地再評価差額金	△1,569,458	△1,569,175
評価・換算差額等合計	△1,054,094	△1,016,468
純資産合計	12,847,456	12,733,974
負債純資産合計	23,297,838	23,608,831

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月30日)
売上高	8,136,753
売上原価	6,265,218
売上総利益	1,871,534
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	411,360
賞与引当金繰入額	158,016
退職給付費用	33,058
荷造運搬費	229,129
貸倒引当金繰入額	9,231
その他	472,053
販売費及び一般管理費合計	1,312,850
営業利益	558,684
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	1,074
仕入割引	6,627
為替差益	5,477
雑収入	2,211
営業外収益合計	15,396
営業外費用	
売上割引	10,379
雑損失	2,952
営業外費用合計	13,331
経常利益	560,748
特別利益	
投資有価証券売却益	524
特別利益合計	524
特別損失	
たな卸資産評価損	14,172
固定資産処分損	5,360
特別損失合計	19,533
税引前四半期純利益	541,739
法人税、住民税及び事業税	21,900
法人税等調整額	205,713
法人税等合計	227,613
四半期純利益	314,126

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	541,739
減価償却費	105,235
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,986
長期未払金の増減額 (△は減少)	△227,495
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	13,417
受取利息及び受取配当金	△1,080
投資有価証券売却損益 (△は益)	△524
有形固定資産処分損益 (△は益)	5,360
売上債権の増減額 (△は増加)	△126,779
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△639,247
仕入債務の増減額 (△は減少)	415,906
その他の支出	△108,084
小計	△13,565
利息及び配当金の受取額	1,080
法人税等の支払額	△485,152
営業活動によるキャッシュ・フロー	△497,637
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△169,706
有形固定資産の売却による収入	16
投資有価証券の売却による収入	1,314
その他の支出	△960
投資活動によるキャッシュ・フロー	△169,336
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△163,383
財務活動によるキャッシュ・フロー	△163,383
現金及び現金同等物に係る換算差額	△783
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△831,140
現金及び現金同等物の期首残高	2,208,258
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,377,118

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 棚卸資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産については、従来、主として移動平均法及び総平均法による原価法によっておりましたが当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として移動平均法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。 この変更により、営業利益及び経常利益はそれぞれ475千円、税引前四半期純利益は14,648千円減少しております。
2 リース取引に関する会計基準の適用 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を当第1四半期会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引の内、重要なリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 なお、リース取引開始日が、適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更により、営業利益、経常利益、税引前四半期純利益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
棚卸資産の算定方法 当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,377,118千円
現金及び現金同等物	1,377,118千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	13,528,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	966,805

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	163,302	13	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第1四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1,022.75円	1,013.71円

2 1株当たり四半期純利益等

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	25.01円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	314,126
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	314,126
普通株式の期中平均株式数(株)	12,561,695

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月5日

コンドーテック株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 幸 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 基 夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 睦 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコンドーテック株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コンドーテック株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年8月11日
【会社名】	コンドーテック株式会社
【英訳名】	KONDOTEC INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅 原 昭
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役管理本部長 安 藤 朋 也
【本店の所在の場所】	大阪市西区境川2丁目2番90号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長菅原昭及び当社最高財務責任者安藤朋也は、当社の第57期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

